

千代田区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

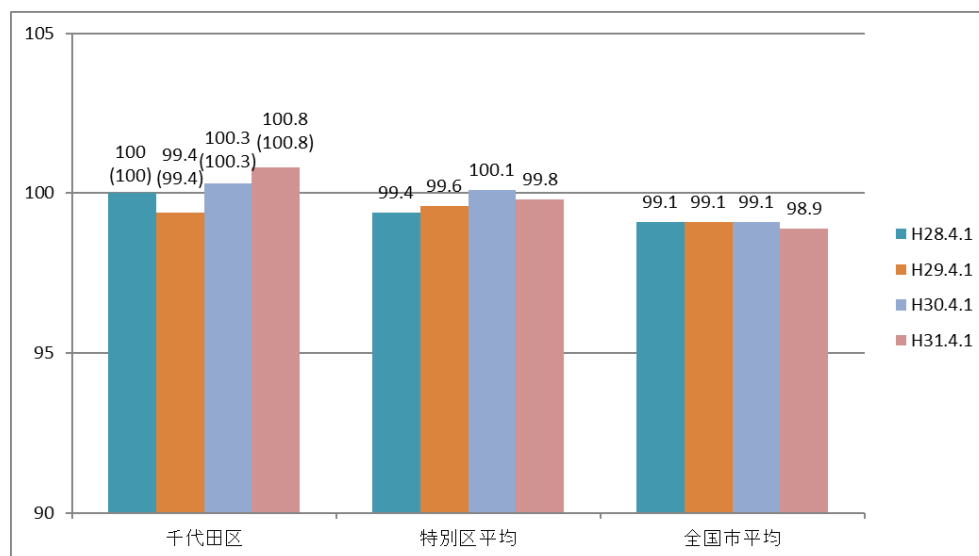
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	63,635 人	56,999,295 千円	1,255,326 千円	11,020,745 千円	19.3%	21.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A					1人当たり 給与費 B/A	(参考)特別区平均 1人当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	1,061 人	3,694,101千円	1,487,958千円	1,756,814千円	6,938,873千円	6,540千円	6,830 千円

- (注) 1 職員手当等には、退職手当は含みません。
 2 職員数は平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
31年度	383,189円	385,424円	△2,235円 (△0.58%)	△0.6%	△0.6%	0.09%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
31年度	4.65月	4.50月	0.15月	0.15月	4.65月	4.50月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表(一)について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、千代田区においても20%を支給

(実施時期) 平成27年4月1日より実施

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年 度の支給割合	平成29年 度の支給割合	平成30年 度の支給割合	令和元 年度の支給割合
		4月1日時 点	遡及改定後				
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%
千代田区の支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
千代田区	40.5歳	301,251円	433,499円	382,264円
東京都	41.7歳	314,459円	448,732円	395,986円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
特別区平均	40.8歳	304,486円	427,789円	382,618円

②技能労務職

	公務員				民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	A/B
千代田区	49.1歳	90人	287,373円	388,604円	357,225円	—	—	—	—
うち 清掃	47.0歳	69人	284,759円	390,520円	356,553円	廃棄物処理業従業員	45.9歳	296,600円	1.32
うち 用務	56.0歳	13人	287,600円	369,031円	348,620円	用務員	55.6歳	211,600円	1.74
東京都	49.9歳	1,380人	291,617円	393,246円	361,139円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
特別区平均	52.3歳	282人	299,782円	405,352円	369,979円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千代田区			
うち 清掃	6,294,039円	4,102,900円	1.53
うち 用務	6,191,659円	2,883,400円	2.15

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成28年～30年の3カ年平均）

※ 民間の用務員、廃棄物処理場従業員は、都道府県別データが公表されていないため、全国平均値を掲載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田区	35.9歳	311,429円	416,110円
東京都	40.2歳	337,408円	436,727円
特別区平均	36.9歳	317,758円	425,857円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国 比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分		千代田区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700 円	183,700 円	180,700 円
	高校卒	147,100 円	145,600 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	143,700 円	143,000 円	—
教育職	大学卒	194,800 円	197,300 円	—
	短大卒	177,700 円	—	—

※ 千代田区の技能労務職の初任給は、清掃作業等の職務に従事する職員の初任給を掲載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	274,575 円	389,350 円	409,900 円	408,662 円
	高校卒	該当者なし	312,733 円	346,775 円	361,770 円
技能労務職	高校卒	187,800 円	該当者なし	該当者なし	313,486 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

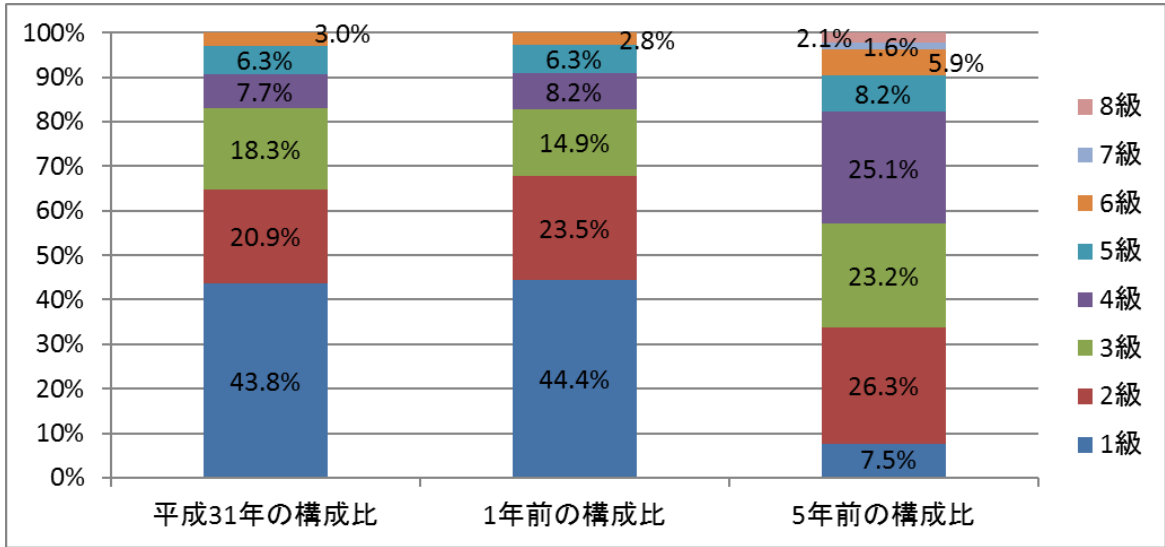
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給（初号）の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員の職務	322 人	43.8%	142,500 円	324,800 円
2 級	主任の職務	154 人	20.9%	197,100 円	358,400 円
3 級	係長、担当係長又は主査の職務	135 人	18.3%	227,300 円	407,300 円
4 級	課長補佐の職務	57 人	7.7%	254,200 円	429,200 円
5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	46 人	6.3%	285,000 円	455,000 円
6 級	部長、担当部長又は参事の職務	22 人	3.0%	370,300 円	515,500 円

(注) 1 千代田区の「職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員（再任用短時間勤務職員を除く）数です。

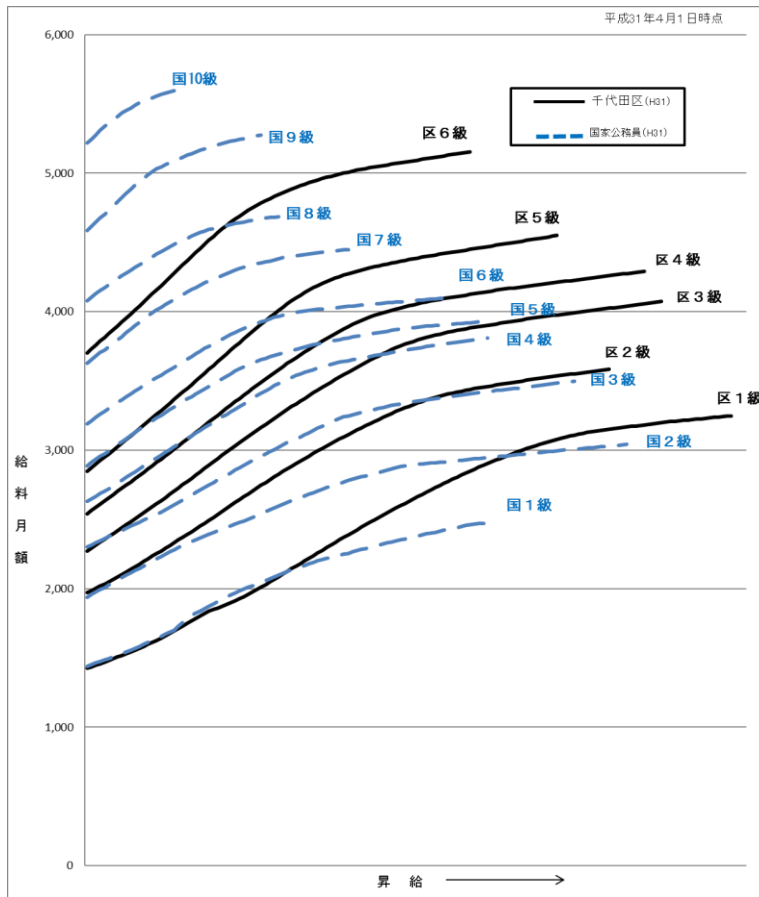
2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 構成比は、端数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。



(注) 平成 30 年度に 8 級制から 6 級制に変更（旧給料表の 1 級から 3 級の再編、6 級及び 7 級の統合）しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日時点）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分

上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千代田区	東京都	国
1人当たりの平均支給額（30年度） 1,648千円	1人当たりの平均支給額（30年度） 1,874千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 期末手当 2.00月分 (1.45)月分 (0.95)月分	(30年度支給割合) 勤勉手当 2.60月分 期末手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

千代田区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	18.00 月分	24.55 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.00 月分	32.95 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.75 月分	47.70 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1 人当たりの平均支給額			1 人当たりの平均支給額		
		2,066 千円			21,981 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 30 年度決算）		813,881 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）		731,250 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千代田区	20%	1,113 人	20%

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 30 年度決算）		14,807 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）		123,395 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 30 年度）		10.56%		
手当の種類（手当数）		7 手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成 30 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場業務手当	施設経営課、 建築指導課	昇降機の検査	0 千円	日額 460 円
		建設現場における足場の不安定な箇所での工事監督又は検査業務	1 千円	地上 10m 以上 30m 未満 日額 320 円 地上 30m 以上 日額 440 円
福祉現業手当	生活支援課、 在宅支援課	路上生活者の移送等の業務	18 千円	日額 500 円
	生活支援課、 在宅支援課	常時要介護の心身障害者等の家庭訪問、身体介護の業務	0 千円	日額 410 円
防疫等業務手当	保健所	I 類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の患者等の接触業務	0 千円	日額 720 円
		II 類感染症の患者等の接触	0 千円	日額 320 円

		業務		
		結核患者の接触業務	0千円	日額 180円
放射線業務従事手当	保健所の診療放射線の職にある者	エックス線操作	0千円	日額 520円
有毒薬物等取扱手当	保健所	法令に定める有害薬物・毒物による試験、検査等	65千円	日額 240円
清掃業務手当	清掃事務所	廃棄物の直接処理等	10,527千円	日額 700円
教育特殊業務手当	幼稚園の教諭	非常災害時等の緊急業務	0千円	日額 3,000円 ～6,400円

(注) 支給実績額 (14,807千円) には、「千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の規定により、「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給された教員特殊業務手当の額 (4,196千円) が含まれています。

(内訳) ・修学旅行等指導業務 366千円
・対外運動競技等 530千円
・部活動指導 3,300千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 29 年度決算)	294,900千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 29 年度決算)	305千円
支給実績 (平成 30 年度決算)	311,543千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 30 年度決算)	349千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成〇年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員・教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 30 年度決算)
扶養手当	配偶者	6,000円	異なる	6,500円	61,411千円	188,376円
	子	9,000円		10,000円		
	父母等	6,000円		6,500円		
	16歳から22歳までの子	4,000円加算		5,000円加算		
住居手当	世帯主である職員で、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃月額 27,000円以上を支払っている職員に支給 ・月額 8,300円 年齢により加算あり 26歳以下 18,700円 27歳以上 31歳以下 9,300円		異なる	家賃負担者に対し最大 27,000円	45,161千円	191,358円

通勤手当	交通機関、交通用具等を利用して通勤する職員に対し通勤に要する経費を補助するため支給 ・交通機関利用者支給限度額 1月当たり 55,000円 ・交通用具使用者の支給額 一般 2,600円～13,000円 不便公署 2,600円～20,400円 身障者等 3,900円～24,900円	異なる	・交通機関利用者支給限度額 1月当たり 55,000円 ・交通用具使用者の支給額 2,000円～ 31,600円	171,777千円	164,223円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 64,700円～127,600円	異なる	支給金額 46,300円～ 130,300円	95,965千円	1,170,310円
初任給調整手当	専門的知識が必要で、採用困難な職に採用される者に対し、一定の期間支給(区では医師、歯科医師に支給) 支給の期間に応じ 118,000円～268,500円	異なる	地域に応じ 414,300円以内	5,074千円	2,536,800円
夜勤手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合に支給 ・1時間単価の25/100の額	同じ	—	346千円	115,486円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に宿直又は日直勤務をした場合に支給 ・通常の日から始まる場合 5時間以上 8,900円 5時間未満 4,450円 ・年末年始の日から始まる場合 5時間以上 11,200円 5時間未満 5,600円	異なる	内容に応じ 4,200円～ 21,000円	2,452千円	45,402円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に支給 ・部長級 12,000円 (6時間を超える勤務) 18,000円 週休日等以外 6,000円 ・課長級 10,000円 (6時間を超える勤務) 15,000円 週休日等以外 5,000円	異なる	・週休日等 6,000円～ 18,000円 (6時間を超える勤務 9,000円～ 27,000円) ・週休日以外 3,000円～ 6,000円	1,194千円	37,313円
単身赴任手当	公署を異にする異動により転居し、配偶者と別居、単身生活する場合に支給 ・基礎額 30,000円 ・加算額 6,000円～14,000円	異なる	30,000円～ 100,000円	330千円	330,000円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材の確保、学校教育の水準の維持向上を図るために支給 職務の級・号により 1,120円～4,150円	—	—	4,422千円	44,667円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,229,000 円 (1,280,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,256,500/974,800	
	副区長	982,000 円 (1,022,000 円)	1,014,800/828,600	
報酬	議長	921,000 円	956,000/861,200	
	副議長	806,000 円	813,300/756,100	
	議員	616,000 円	681,200/589,000	
期末手当	区長 副区長	(平成30年度支給割合) 3.25 月分		
	議長 副議長 議員	(平成30年度支給割合) 3.65 月分		
退職手当	区長	(算定方式) 1,280 千円×在職年数×470/100	(1期の手当額) 24,064 千円	(支給時期) 任期毎
	副区長	1,022 千円×在職年数×290/100	11,855 千円	任期毎

- (注) 1 区長・副区長に対する地域手当は平成22年1月1日より廃止し、相当額を給料に含めて支給しています。
 2 平成22年1月1日より「千代田区長等の給与の特例に関する条例」により給料を減額して支給しており、()内は減額前の金額です。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

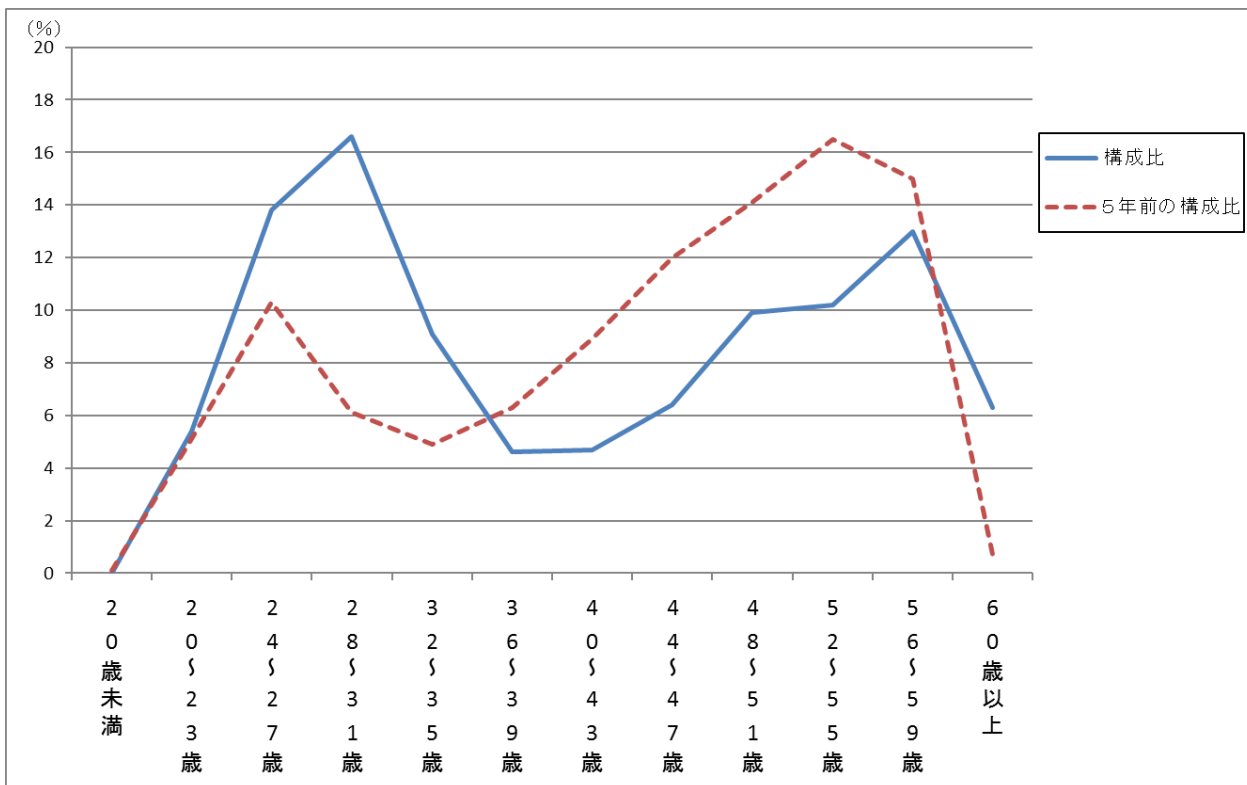
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数(人)		増減(人)	減員(人)	増員(人)	主な増減理由	
	平成30年	平成31年					
普通会計部門	議会	13	13	0	0	0	
	総務	252 (15)	257 (12)	5	3	8	管理職欠員不補充等による減、公益的法人等派遣、業務のAI化、IOT推進、財産管理の見直しによる増など
	税務	33 (1)	33	0	0	0	
	民生	250 (8)	256 (7)	6	3	9	欠員不補充による減、教育無償化準備、児童虐待対策、重度障害児童関係事務充実による増など
	衛生	201 (11)	202 (7)	1	2	3	欠員不補充による減、水銀含有廃棄物対策事務充実による増など
	商工	12	12 (1)	0	1	1	欠員不補充による減、プレミアム付商品券対応による増
	土木	128 (9)	127 (8)	△1	3	2	欠員不補充による減、地区計画担当欠員補充による増など
	小計	889 (44)	900 (35)	11	12	23	<参考>人口1万当たり職員数 141.43人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 56.23人)
	教育	172 (9)	175 (4)	3	1	4	教員の派遣に伴う重複配置解消による減、文化財事務充実による増など
小計	1,050 (70)	1,075 (39)	14	13	27	<参考>人口1万当たり職員数 168.93人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 62.84人)	
公営企業等会計部門	国保事業	16	15	△1	△1	0	欠員不補充による減
	老人医療	4	4	0	0	0	
	介護保険	22	22	0	0	0	
	小計	42	41	△1	△1	0	
合計	1,103 (53) [1,080]	1,116 (39) [1,320]	13	12	27	<参考>人口1万当たり職員数 175.38人	

- (注) 1 () は短時間勤務再任用職員で外書きです。
 2 [] は条例定数の合計です。
 3 職員数には、公社等派遣職員を含み、教育長、他の地方公共団体へ派遣中の職員(被災地派遣の職員は除く)、研修受入職員、臨時・非常勤職員を含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	60人	154人	185人	102人	51人	53人	71人	111人	114人	145人	70人	1,116人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		838	840	863	877	889	900	62(7.4%)
教育		177	178	175	173	172	175	▲2(▲1.1%)
普通会計計		1,015	1,018	1,038	1,050	1,061	1,075	60(5.9%)
公営企業等会計計		43	43	43	42	42	41	▲2(▲4.7%)
総合計		1,058	1,061	1,081	1,092	1,103	1,116	58(5.5%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体については、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。